秋田市トラック運送業燃料費支援金交付要綱

令和 4 年 8 月 5 日 市 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料価格の急激な高騰に対し、本市のトラック運送 事業者が運送料金への価格転嫁などの必要な対策を進めるにあたり、当 面の掛かり増し燃料費の一部を緊急的に支援するために予算の範囲内で 交付する、秋田市トラック運送業燃料費支援金(以下「支援金」とい う。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「トラック運送事業者」とは、貨物自動車運送 事業法(平成元年法律第83号)第2条第1項に規定する一般貨物自動車 運送事業、特定貨物自動車運送事業、もしくは貨物軽自動車運送事業を 経営する法人又は個人をいう。

(交付対象者)

- 第3条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも 該当するトラック運送事業者とする。
 - (1) 本市に本社を置く法人又は住所地を有する個人事業主であること。
 - (2) 秋田県トラック運送燃料高騰緊急支援金支給要綱第6条の規定による支給決定を受けていること。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表に定めるとおりとする。

(支援金の交付申請)

- 第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 秋田市トラック運送業燃料費支援金交付申請書兼請求書(様式第1号) に次に掲げる書類等の資料を添えて、令和4年11月30日までに市長に提 出しなければならない。
 - (1) 秋田県トラック運送燃料高騰緊急支援金の支給決定通知の写し

- (2) 支援金の振込先となる金融機関の名称および口座番号等に係る資料
- (3) 法人にあっては登記事項証明書、個人事業主にあっては住民票の写し
- (4) その他市長が必要と認める資料

(支援金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査 の上、当該交付申請があった日の翌日から起算して30日以内に可否を決 定し、秋田市トラック運送業燃料費支援金交付決定通知書(様式第2 号)又は、秋田市トラック運送業燃料費支援金不交付決定通知書(様式 第3号)により申請者に通知するものとする。

(支援金の交付方法)

第7条 支援金の交付は、前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)に対し、当該交付対象者に係る第5条の書類に記載の口座に振り込むことにより行うものとする。

(交付決定の取消し)

- 第8条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は秋田市トラック運送業燃料費支援金交付取消通知書(様式第4号)により交付対象者に通知するものとする。
 - (1) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 秋田県トラック運送燃料高騰緊急支援金の支給決定が取り消されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この要綱に違反する行為があったとき。 (支援金の返還)
- 第9条 交付対象者は、市長が支援金の交付決定を取り消した場合において、支援金が既に交付されているときは、速やかに当該支援金を返還しなければならない。

(報告等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、報告を 求め、又は立入検査を行うことができる。 2 交付対象者は、前項の規定による報告又は立入検査を求められたとき は、速やかに応じなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月5日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する第8条から第10条までの規定の適用については、その時以後もなおその効力を有する。

別表(第4条関係)

1台あたりの支援金額

区分	1台あたりの支援金額(単価)
A - 1	4,500円
A - 2	7,500円
A - 3	12,000円
B - 1	4,500円
B - 2	9,000円
B - 3	15,000円
C - 1	6,000円
C - 2	10,500円
C - 3	18,000円
D - 1	10,500円
D - 2	21,000円
D - 3	36,000円

備考

区分は、秋田県トラック運送燃料高騰緊急支援金の支給決定 通知の申請区分による。